

兵庫県社会福祉協議会

# 生活福祉資金

のしおり



生活福祉資金は、低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯などで生活に一時的に困窮している世帯に対し、その必要な費用の一部を貸し付けるとともに、民生委員や社会福祉協議会による相談支援を行うことによって、社会参加の促進を図る制度です。

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

## ～生活福祉資金をご利用になる前に～

生活福祉資金貸付制度は、住み慣れた場所での生活を支援する「地域型の貸付」制度です。

貸付という性格上、負債として将来に負担を残すことになりかねません。このため、貸付額は必要最低限に限らせていただくとともに、借入の相談時から償還完了に至るまでの間、「社会福祉協議会」と「民生委員」がその支援にかかわります。

また、「世帯」に対する貸付となりますので、借入されるご本人だけでなく、ご家族みなさんのご理解とご協力も必要となります。

なお、金銭的な必要性だけで貸付を行うのではなく、日常生活への支援などについても考慮しながら、貸付の実施を審査するため、借入申込から貸付決定までには、1か月から数か月の期間を要することがあるとともに、審査の結果、貸付が不承認となる場合もあります。

これらを十分にご理解いただいた上で、この資金をご利用ください。

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

1. 本制度は、厚生労働省の定める生活福祉資金貸付制度要綱並びこれに基づく関係諸規定の定めにより貸付けを行うものです。
2. 借入申込みに当たっては、資金種類毎に要件が定められています。詳細は資金別に用意されている「しおり」でご確認ください。
3. 借入申込みに当たって、兵庫県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会や他の都道府県・市区町村社会福祉協議会、自治体、自立相談支援機関、公共職業安定所等の関係機関に照会し、個人情報の提供を受けることがあります。
4. 借入申込みに、所定の借入申込書のほか、貸付要件に該当することを証明する書類が必要です。
5. 審査によって、貸付が不承認となった場合、その理由は一切開示しません。
6. 暴力団員及び世帯員に暴力団員がいる場合は本制度を利用することはできません。また、借入期間中においても暴力団員になることはできません。貸付審査においては兵庫県社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から借受人又は世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることがあります。

### ○申込み・相談窓口

**社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 福祉支援部**

神戸市中央区坂口通 2-1-1 県福祉センター内

TEL 078-242-7944

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）

またはお住まいの市区町社会福祉協議会へ